

放置自転車など

移動保管料を改定

◎放置自転車等の移動保管料

	改定前(一律)	改定後	
		市内に住所を有する者	左記以外の者
自転車	500円	1000円	2000円
原動機付自転車	1000円	2000円	4000円

◎大谷保管場所

返還受付	月～日(祝除く) 8時30分～18時
保管場所	大谷北1-812-1(消防署南側) ☎235-5360
返還に必要な物	印鑑、自転車(原付バイク)の鍵、住所がわかる身分証明書、上記保管料 ※返還に必要な物がそろわない場合、返還ができない場合があります

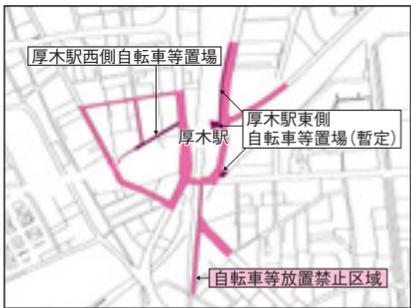
《海老名駅周辺》



《かしわ台駅周辺》



《厚木駅周辺》



《門沢橋駅周辺》



《さがみ野駅周辺》



これは、「海老名市自転車等の放置禁止に関する条例」に基づき、市が指定した「自転車等放置禁止区域(左下図)内で放置され、撤去・

市では、7月1日(金)から、放置自転車等の移動保管料を改定します(左表)。

保管した自転車・原付バイクについて、所有者が納付するものです。自転車等の放置は、歩行者や自動車の通行を妨げ、また、まちの景観を阻害する要因にもなります。放置禁止区域内での放置は、撤去対象となりますので、必ず自転車駐車を利用してください。

※改定後料金の適用は、同日以降に撤去した放置自転車等からとなります。
☎ 市民安全課 ☎235・4789。

▽利用可能な施設 運動公園屋内プール・北部公園 へ渡してください。
※市立小学校の児童に

▽対象 市内在住の小学生一人につき利用券20枚(20回分)をご利用ください。

▽利用方法 小学生一人につき子ども2人まで。その他、屋内プールの利用上の注意を守ってご利用ください。

▽利用期間・時間 7月1日(金)～8月31日(金)各施設(私立校の児童は、文化スポーツ課窓口へ)。
※3年生以下は、同伴者が必要(16歳以上、利用料は無料。一人につき子ども2人まで)。

市では、市内在住の小学生に、市内の屋内プール無料利用券を配布します。また、夏休み期間中の平日は、市内小学校と屋内プールを結ぶ無料バスを運行します。

小学生対象

屋内プール利用券を配布

7月1日(金)から利用できます

住宅用火災警報器

平成23年5月末までに設置を

定める、住宅の寝室や階段などです。なお、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋には、設置の必要はありません。

住宅火災による逃げ遅れがないよう、大切な命を守るため早期に設置してください。

《悪質な訪問販売に注意》

◆消防署が住宅用火災警報器を販売することや、特定の業者に販売を依頼することはありません。

◆消防職員が取り付けの

◆専門業者による点検は必要ありません。

☎ 予防課 ☎231・0968。



▲市コミュニティバスでもPR中

市消防操法大会を開催

平成18年6月から、市火災予防条例に基づき、すべての住宅に住宅用火災警報器(煙式)の設置が義務付けられました。新築住宅はもちろん、既存の住宅も23年5月31日までに設置しなければならぬことになっています。

市では、7月12日(日)、市消防操法大会を開催します。市内14の消防分団が、消防

用機器の取り扱い・操作方の習熟度など、日ごろの訓練成果を競います。ぜひご観覧ください。

▽日時 7月12日(日)7時45分～12時
▽会場 市役所西側催事広場。
☎ 消防総務課 ☎231・0355。

えびな子育てハンドブックの広告を募集

市では、妊産婦および就学前の児童がいる家庭を対象とした、子育てに関する情報を一冊にまとめた「えびな子育てハンドブック」(A5判120ページ1万部)10月に発行予定に掲載する有料広告を募集します。

▽対象 市内に事業所を有する事業者など

▽規格 1 枠縦4.5センチ×

横6.8センチ・4色刷り ※最大8枠まで申し込み可

▽掲載料 1 枠当たり7000円

▽掲載決定 海老名市有料広告事業基本要綱および海老名市有料広告掲載基準、えびな子育てハンドブック有料広告事業実施要領に基づき、内容などを総合的に判断して決定

▽その他 広告デザイン作成および広告制作費は申込者が負担

☎ 7月21日(金)必着で、申込用紙(児童福祉課窓口で配布。市ホームページからダウンロードも可)に、広告見本・必要書類を添えて、直接同課 ☎235・4824へ。

障がい者福祉手当の申請

7月31日(金)まで受け付け

②療育手帳をお持ちの方または児童相談所などの判定で知能指数75以下と判定された方

③精神障がい者保健福祉手帳の1級・2級をお持ちの方

《支給額》

◆身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳Aまたは知能指数35以下、精神障がい者保健福祉手帳1級の方：年額3万6000円

◆身体障がい者手帳3級、療育手帳Bまたは知能指数36以上75以下、精神障がい者保健福祉手帳2級の方：年額1万2000円

※複数の障がいに該当する方は、該当する支給額の中で最も高い額を支給

◆所持している障がい者手帳すべて

◆障がい者本人の印鑑

◆預金通帳など振込先(ゆうちょ銀行以外)の分かるもの。

☎ 障がい福祉課 ☎235・4812。

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です